

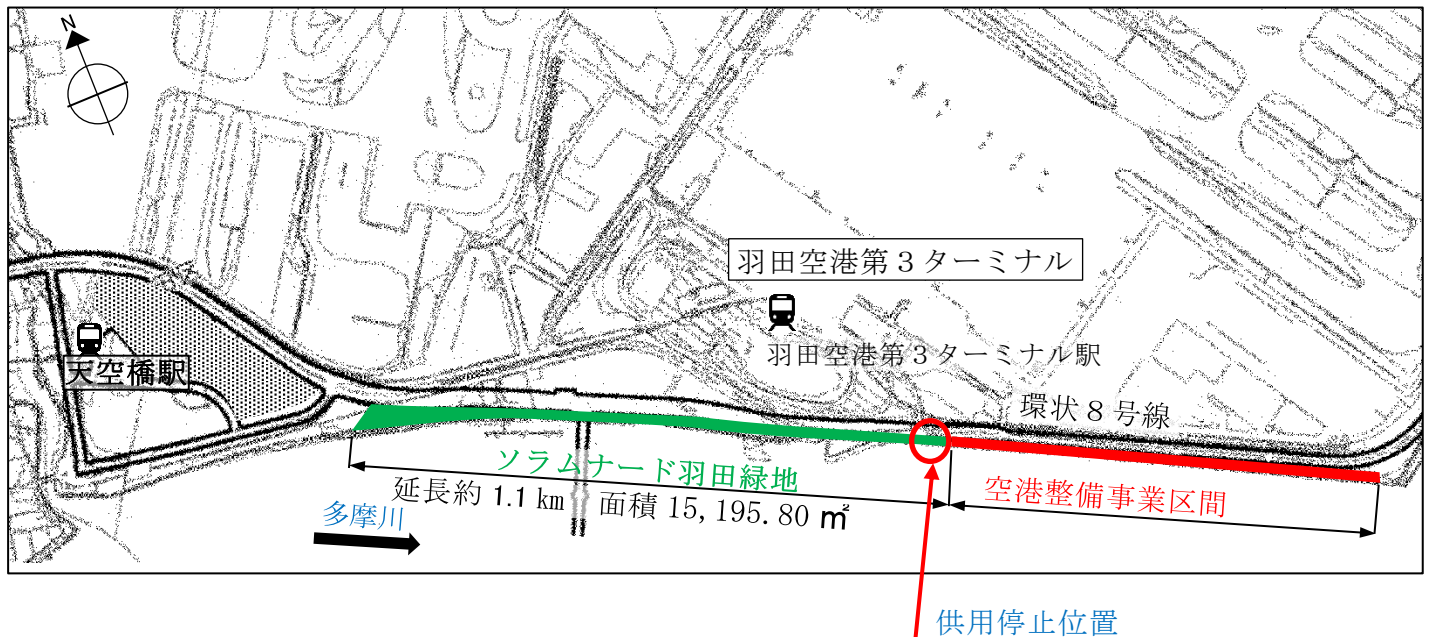
ソラムナード羽田緑地の一部供用停止について

国土交通省関東地方整備局東京空港整備事務所の空港整備事業として、空港及び跡地の高潮等に対する安全確保を図るために実施される、東京国際空港多摩川護岸改良工事（その2）の施工に伴い、ソラムナード羽田緑地の一部を作業ヤード等として使用するため、一部供用停止を行う。

記

- 1 緑地名 ソラムナード羽田緑地
- 2 位置 大田区羽田空港二丁目8番1号
- 3 面積 210.5 m²（緑地面積 15,195.80 m²）
- 4 供用停止理由 空港整備事業の東京国際空港多摩川護岸改良工事（その2）の施工に伴う作業ヤード、資機材置場等として使用するため。
- 5 期間 令和3年7月28日から令和4年2月17日まで（予定）

案内図



平面図

